微生物を利用した土壌浄化技術

国立研究開発法人国立環境研究所 企画部次長 地域環境研究センター 土壌環境研究室長

岩崎 一弘 Kazuhiro Iwasaki

1. はじめに

近年、トリクロロエチレンやベンゼン、あ るいはダイオキシン、PCBや油、さらには ヒ素や水銀などの有害な有機化合物や重金属 による土壌・地下水汚染が日本各地で検出さ れ大きな社会問題となっている。本稿を準備 しているタイミングでちょうど東京都議会議 員選挙(投開票2017年7月2日)が実施され たが、今回の選挙の争点の一つが土壌汚染を 発端とした築地市場の豊洲移転問題で あった。

築地移転の経緯を**表1**¹⁾ にまとめたが、当 初からその土地利用状況などによりベンゼン やヒ素などによる土壌汚染の存在が知られて おり、2007年には土壌汚染対策などに関す る専門委員会が設置されている。浄化対策中 の2012年には移設計画が市場業界と合意さ れていたが、2016年に安全性への懸念など を理由に小池知事が移転延期を発表した。そ

の後、2016年11月から12月にかけて実施さ れた第9回モニタリング結果では汚染が依然 検出されており、例えばベンゼンでは最も高 い地点で0.23mg/L(土壌環境基準値0.01mg/ L)、ヒ素では0.021mg/L (土壌環境基準値 0.01mg/L) であった。一方、2008年8月の 第1回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事 に関する技術会議では表層土壌の当初汚染濃 度はベンゼンで430mg/Lと報告されており、 もともと非常に高濃度汚染現場ではあった が、土壌浄化工事に一定の効果があったこと がわかる。この現場での土壌浄化技術として は、洗浄処理、中温加熱処理に加えて、特に ベンゼンの浄化に効果的な微生物処理も採用 されていた。

2. 改正土壤污染対策法

ところで、わが国の市街地での土壌・地下 水汚染問題に対して2002年に土壌汚染対策

表 1 東京都中央卸売市場移転の経緯

| 2001年12月 | 豊洲への移転を決定 | | |
|-------------|--------------------------------|--|--|
| 2005年4月 | 東京都卸売市場審議会で「2012年度開場を目途」を明記 | | |
| 2007年4月 | 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議設置 | | |
| 2011年3月 | 東京ガスと土地売買契約を締結 | | |
| 2011年3月 | 国が、新設市場として位置づけ | | |
| 2012年11月 | 施設計画を市場業界と合意 | | |
| 2013年1月 | 汚染対策の最大1年間延伸の公表 | | |
| 2014年2月 | 市場建設工事の起工式 | | |
| 2014年11月 | 汚染対策が全街区において完了 | | |
| 2014年12月 | 2016年11月上旬開場を市場業界と合意 | | |
| 2016年8月 | 小池知事が開場延期を発表 | | |
| 2016年11~12月 | 第9回モニタリング | | |
| 2017年7月 | 東京都議会議員選挙 | | |

法が成立し、さらに法制定時の課題や施行後の問題点に対応するためにその改正法「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が2010年4月に施行された。現在はこの改正法に準じて土壌汚染対策が進められている。なお、さらに本法の改正法が第193回国会で可決され、2017年5月19日に交付されている(2017年9月現在では未施行)。

環境省が公表²⁾ している土壌汚染調査・対策事例などに関する調査結果によると、改正土壌汚染対策法施行以降2014年度までの累計で、土壌の汚染状態が指定基準を超過した事例は2,203件となっている。なお、2002年の法施行から2009年度末までの累計では1,487件となっている。これらの件数は都道府県が把握した事例数であり、同様に環境省が公表³⁾ している土壌汚染の可能性のある土地面積は、27.2万 ha とも試算されており、

実際には前述の基準超過事例件数よりも莫大 な汚染事例が潜在しているものと考えら れる。

一般社団法人土壌環境センターが報告している会員企業における調査結果⁴⁾では、2015年度の土壌汚染状況調査・対策の受注件数は7,106件で、受注高は773億円となっている。また、対策技術(のべ647件)としては「土壌汚染の除去」が44%を占めており、このうち80%は掘削除去であるが、20%が原位置浄化であった。原位置浄化のうち63%(のべ47件)が生物処理となっており、対策技術全体の7%であった。

3. 生物処理技術

微生物機能を活用して汚染した環境を修復 する技術は、バイオレメディエーション⁵⁾

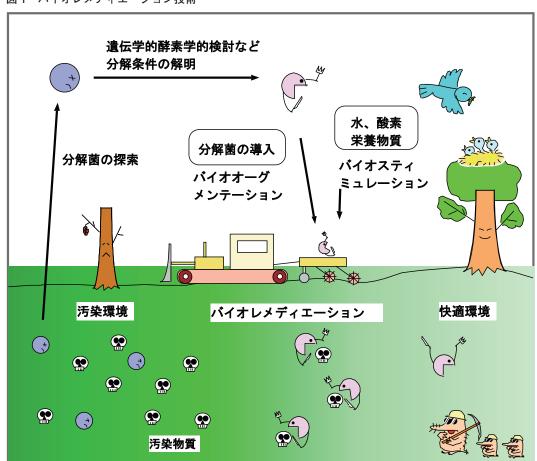


図1 バイオレメディエーション技術

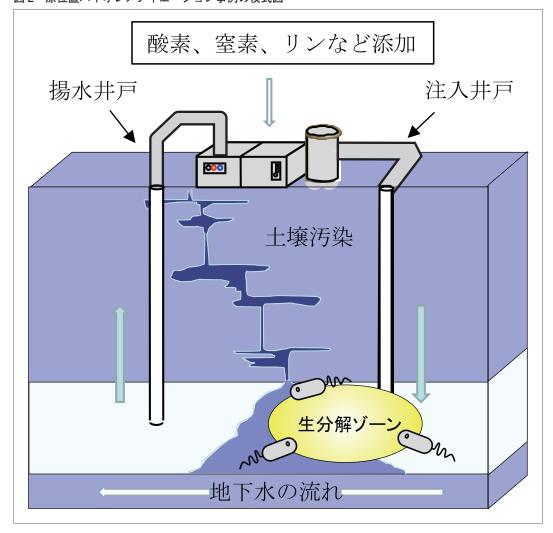
と呼ばれており、微生物の活用法により二つに分類される(図1)。一つはバイオスティミュレーション(Biostimulation)で、汚染した土壌・地下水に栄養塩類、酸素などを注入し、現場に生息している微生物の浄化活性を高める方法であり、もう一つはバイオオーグメンテーション(Bioaugmentation)と呼ばれ、汚染現場の微生物による生分解活性が低い場合に、外来の浄化微生物を導入して汚染環境を浄化する方法である。さらに、バイオレメディエーションの実施プロセスにより、バイオリアクター、個体処理、スラリー処理、原位置バイオレメディエーション(図2)などに大別される。

このうち、特に現場での浄化を目的とした 原位置バイオレメディエーション技術は、自 然に起こりうる分解メカニズムの効果を高めるための工学的システムで、以下に示す点などを考慮してデザインされる。

(1) 微生物の添加(バイオオーグメン テーション)

対象とする汚染化学物質の分解菌が少ない場合に実施される。現場に生息する分解菌を分離してリアクターなどで増殖させて添加するケースと、すでに別の環境から分離されてその分解活性などが明らかとなっている分解菌を導入するケースとがある。このバイオオーグメンテーション技術では、非常に多くの微生物が生息している汚染現場環境中において、特定の微生物すなわち目的の分解菌のみの増殖を制御することが必要である。従っ

図 2 原位置バイオレメディエーション事例の模式図



て、この技術による浄化の成否は、現場の微生物生態系および地下環境の物理的条件に強く依存している。なお、現在の日本では後述する利用指針が公示されている。

(2) エネルギー源、栄養塩類の添加

窒素、リン、その他の生育因子などの微生物の増殖に必要であり、汚染現場において生物学的に鍵となる栄養を添加する。一般にこうした栄養源が現場における生分解の制限因子にならないように他の技術と共に用いられる。

(3) 電子供与体の添加

汚染源である化学物質を分解する微生物がエネルギーを得るための酸化還元反応において、電子供与体として働く基質を添加する。汚染物質が酸化される場合は、トルエン、プロパン、メタンのような共代謝酸化剤(cometabolic oxidant)を添加する。汚染物質が還元される場合は、水素を遊離する化合物などの還元剤を添加する。

(4) 電子受容体の添加

汚染現場で働かせる分解菌の性質に応じて、好気的分解では直接酸素を注入する、あるいは過酸化水素などの酸素を供給する化合物を添加する。また嫌気的分解では硝酸などの電子受容体を添加する。

(5) 水分、pH、温度の管理

浄化を実施する土壌環境、地域の状況により分解微生物の活性を阻害しないよう、また十分に能力を発揮させるようにこれらの条件を調整する。

以上に述べた原位置バイオレメディエーションの技術は**表2**に示す工法などにより実施される。また、汚染現場の状況によっては原位置において自然浄化が生じる場合もあ

る。この自然浄化力を定量化する技術は、ナチュラルアテニュエーション(natural attenuation)と呼ばれており、これに関する研究は現在米国をはじめとして日本でも注目されている。

バイオレメディエーション技術には、その 技術の現場への適用にあたり、考慮すべき利 点と欠点がある(表3)。特にわが国におい て実施例がまだ少なく、他の技術と比べて十 分に確立された技術とはいえない点、浄化期 間の予測が難しい点が大きな欠点であるとい える。

4. 微生物によるバイオレメ ディエーション利用指針

バイオレメディエーション技術のうち前述 したバイオオーグメンテーションに関して は、2005年3月に経済産業省および環境省 が公示⁶⁾ した「微生物によるバイオレメディ エーション利用指針」にてガイドラインが示 された。なお、本指針においてバイオスティ ミュレーションは対象とされていない。事業 者は浄化事業計画および影響評価書を作成 し、ついで浄化事業計画が指針に適合してい るかを判断する。この中で特に浄化微生物が 現場微生物生態系に及ぼす影響の評価に関し ては、この分野が発展途上でもあり方法論が 十分に確立していないことから、多くの時間 と費用が費やされる傾向にあり、規模の小さ い事業者などにとってはハードルが高いもの となっている。本指針が公示されてから現在 (2017年7月) まで既に12年以上が経過して いるが、これまでに10件の事業についての 適合確認がなされているにすぎない。今後、 バイオレメディエーション市場の発展に向け ては、これまでに得られてきた知見を整理し、 評価内容の見直しなど事業者への負担が軽減 されるような運用が期待されている。

表 2 原位置バイオレメディエーションの工法

| 工法 | 目的 | 長所 | 短所(限界) |
|------------------------|------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 直接注入 | | 地上部分の施設が小規 模 | 添加物質の拡散の制御が難しい 化学物質を地下水に注入するので 環境基準等の規制に配慮する |
| 微生物バリア | 地下水中の汚染の封じ 込めバリアを通過する 地下水の浄化 | 地上部分の施設が小規 模 | バリアを通過する地下水だけしか 処理されない |
| バイオベンティング バイオスパージング | 酸素の供給による生力 | | バイオベンティングでは地下水を 浄化する他の工法との併用が必須 である |
| 地下水循環 | | 地下水山への物質活加 | 規制の関係で汚染地下水の再注入 が難しい場合がある 注入あるいは揚水井戸中に粘土層 が存在すると浄化効果が減少する |

表3 バイオレメディエーションの利点と欠点

| 利点 | 欠点 |
|------------------|------------------|
| 現場での実行が可能 | 高濃度汚染には対応が難しい |
| 汚染物質の分解による恒久的除去 | 浄化期間が長く予測が難しい |
| 比較的安価なシステムの構築が可能 | 広範なモニタリングが必要 |
| 浄化現場の撹乱が少ない | 現場生物への十分な影響評価が必要 |
| 他の技術との組合せが可能 | 新しい技術への不信感 |

5. バイオレメディエーション 実施における安全性評価

ところで、バイオレメディエーション技術 の実施においては、その有効性ばかりでなく、 環境への影響などの安全性についても十分に 評価する必要がある⁷⁾。環境影響評価におい て、重要な評価項目である現場の微生物群集 の構成変化(プロファイル変化)の解析は、 現在各種の手法が開発されつつある分野で、 今後の発展が期待されている。

筆者らは評価手法の開発を目指した研究8) として、土壌・地下水汚染の原因物質の一つ であるトリクロロエチレンを密閉したバイア ルビンに0、10、100mg/Lになるように添 加し、土壌中の微生物群集に及ぼすトリクロ ロエチレンの影響について解析を試みた。い ずれの濃度においても微生物生菌数の変化は 認められなかった。近年、こうした微生物群

衆のプロファイル変化を解析するために、環 境試料中の全微生物 DNA を回収し、リボゾー ム遺伝子をターゲットとした手法が広く実施 されてきている。そこで土壌中の全微生物群 集および培養可能な微生物群集のプロファイ ル変化を解析したところ、全微生物群集の解 析ではトリクロロエチレンによる影響はほと んど認められなかったが、培養可能な微生物 群集では影響が観察され、非汚染の対照系と 比較して汚染濃度10mg/L と100mg/L でと もに50日目のプロファイルが大きく変化し ていることが示された。培養微生物の遺伝子 を網羅的に解析する本方法では、サンプル内 の全ての微生物は培養可能である。現在、筆 者らは環境影響評価手法を開発する一助にす べく、汚染物質に応答する微生物の分離を試 みている。

6. おわりに

わが国でのバイオレメディエーションの実 施例はまだ少ない状況であるが、産官学の多 くの研究者が環境浄化微生物および浄化工法 の開発を試みており、2009年の「第15回地 下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究 集会」においても、全体の3割弱の発表が生 物関連技術であり、関心の高さがうかがわれ る。従って、今後経済状況が上向き、再開発 などによる土地取引が活性化してくれば、環 境浄化事業も必ず活性化してくるものと考え られる。本稿で述べたように比較的安価で原 位置での処理が可能であり、さらに汚染物質 の恒久的な除去が期待できるバイオレメディ エーション技術は、近い将来重要な環境浄化 技術の一つの選択肢となるであろうと信じて いる。

参考文献·

- 1) 東京都:中央卸売市場,http://www.shijou.metro.tokyo.jp/
- 2)環境省:土壌汚染対策法の施行状況及び土壌調査・対策事例等に関する調査結果、http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html
- 環境省「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法検 討調査」中間とりまとめの公表について、http://www. env.go.jp/press/8300.html
- 4) 一般社団法人土壌環境センター土壌汚染状況調査・対策に 関する実態調査、https://www.gepc.or.jp/04result/info1.htm
- 5) 岩崎一弘:バイオレメディエーション技術を活用した土壌・ 地下水の浄化, ケミカルエンジニアリング, 49, 53-57, 2004.
- 6) 環境省:微生物によるバイオレメディエーション, http://www.env.go.jp/air/tech/bio/
- 7) 岩崎一弘: "バイオレメディエーション技術の有効性 (Efficacy) と安全性 (Safety)", 電気評論, 92, 62-63, 2007.
- Mera, N. and K. Iwasaki: Use of plate-wash samples to monitor the fates of culturable bacteria in mercury- and trichloroethylene- contaminated soils, Appl. Microbiol. Biotechnol., 77, 437-445, 2007.

○わさき●かずひろ

東京理科大学大学院修士課程修了。環境庁国立公害研究所に 入所。微生物による環境浄化、微生物多様性の解析、遺伝子 組換え微生物の環境影響評価など環境バイオテクノロジー研究 に従事。2012年~2014年内閣府参事官。